

安全運航についての取り組み

やまさ海運株式会社

1、安全に係る情報

①安全に係る設備

○しまばら丸（航行区域；平水区域、旅客定員；60名）

- ・救命胴衣：大人用 11着、子供用 4着、(大人用は30着程度を追加搭載の予定)
- ・救命浮環：2個
- ・救命浮器：12名用 9台
- ・無線設備：docomo携帯電話、携帯型国際VHFトランシーバー

○みいけ丸（航行区域；限定沿海区域、旅客定員；60名）

- ・救命胴衣：大人用 64着、子供用 3着
- ・救命浮環：2個
- ・救命浮器：12名用 8台
- ・無線設備：docomo携帯電話、携帯型国際VHFトランシーバー

②緊急時の通信手段

- しまばら丸： docomo携帯電話、携帯型国際VHFトランシーバー
- みいけ丸： docomo携帯電話、携帯型国際VHFトランシーバー

③船舶検査受検状況

- しまばら丸： 令和4年7月15日終了
- みいけ丸： 令和3年7月15日終了(令和4年7月受検済み)

④損害賠償保険に関する内容

- ・ 船客傷害賠償保険賠償限度額： 一人当たり1億円
- ・ 契約期間： 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日

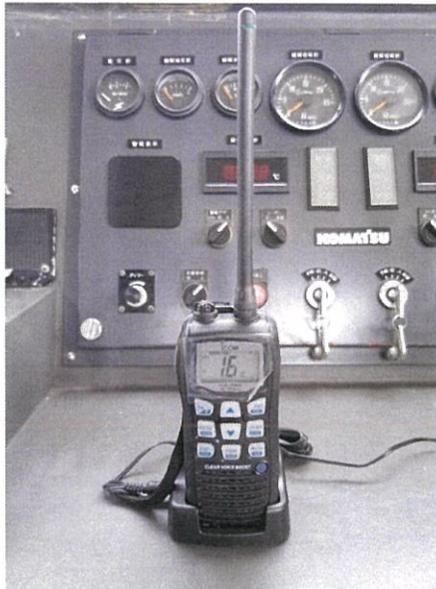
⑤安全向上に向けた自主的な取組

- ・ 風向きによって、最適な離着棧バースを選定しています。

○無線設備と救命設備の設置状況



↑救命浮器



↑携帯型国際VHFトランシーバー



↑docomo携帯電話



↑救命胴衣格納庫の一つ



子供用



大人用

↑救命胴衣の詳細

○主な船舶検査の実施状況



↑ 上架中の船首船底部



↑ 整備工場に陸揚作業中の主機関



↑ オーバーホール中の主機関



↑ 抜出受検前のプロペラ



↑ 整備中のプロペラ軸とプロペラ

⑥ 安全管理規程 運航基準(抜粋)

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行ない、三池港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船型	気象・海象	風速	波高	視程
19総トン型旅客船		1.2 m/s 以上	1.2 m 以上	700m 以下
100総トン型旅客船		1.2 m/s 以上	1.2 m 以上	700m 以下

二 船長は、発航前において航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船型	気象・海象	風速	波高
19総トン型旅客船		1.2 m/s 以上	1.2 m 以上
100総トン型旅客船		1.5 m/s 以上	2.0 m 以上

三 船長は、発航前において当該発航港に接近した海域における視程が夫々に掲げる条件に達していることが観測され、または達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	視程
三池港	この航路全区間	700m以下

四 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

二 前項に掲げる事態の発生するおそれのある、おおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げる通りである。

船型	気象・海象	風速	波高	動揺
19総トン型旅客船	(船首尾方向の風を除く)	1.2 m/s 以上	1.2m以上 うねり階級2以上	横揺れ 16度 以下
100総トン型旅客船	(船首尾方向の風を除く)	1.5 m/s 以上	2.0m以上	横揺れ 15度 以下

三 船長は、航行中周囲の気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらねばならない。ただし、基準経路の変更により目的地への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

船型	気象・海象	風速	波高
19総トン型旅客船		1.2 m/s 以上	1.2 m 以上
100総トン型旅客船		1.5 m/s 以上	2.0 m 以上

四 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は、基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程
700m 以下

五 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、停止または航路外錨泊の措置をとらなければならない。但し、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合はこの限りではない。

海域	視程
この航路の全区間	700m 以下

(入港の可否判断)

第4条

船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらねばならない。

船型	気象・海象	風速	波高	視程
19総トン型旅客船		1.2 m/s 以上	1.2 m 以上	700m 以下
100総トン型旅客船		1.2 m/s 以上	1.2 m 以上	700m 以下

2、安全方針と安全重点施策

安全方針（令和4年度）

- 一、法令遵守の徹底による安全運航の確保
- 二、災害、疾病の予防
- 三、海洋環境の保護

安全重点施策（令和4年度）

「安全第一」

- 旅客の事故ゼロを目指すため、船内巡視、船内アナウンス、旅客誘導を徹底する。
- エンジントラブルゼロを目指すため、発航前検査を徹底する。
- 乗組員の不安全行動を撲滅するため、運航基準及び作業基準の遵守を徹底する。

「法令順守」

- 安全管理規程遵守のため、社内研修会を年4回実施する。
- 法令順守状況確認のため、経営管理部門が乗船し、月1回実地確認を実施する。
- 新規採用者の法令遵守のため、新規採用者研修を実施する。